

令和2年度 町民税・県民税兼国民健康保険税の申告について

日頃より、町税の納税にご協力いただきありがとうございます。
さて、令和2年度の町県民税の申告書を送付しましたので平成31年1月1日から令和元年12月31日までの1年間の収入等について申告書を提出して下さい。この申告書は町県民税および国民健康保険税の課税の基礎資料になりますので、収入のない方でも期限内に申告して下さい。申告がありませんと所得証明書等の発行ができなかったり、国民健康保険税の軽減措置、国民年金保険料の免除申請および各種手当が受給できなくなるなどの不利益をこうむる場合があります。
※申告の対象になるのは、令和2年1月1日現在で与那原町に住んでいた方です。

各種控除について

次の項目は所得から差し引くことのできる大切なものです。領収書等により確認しますので整理、集計しておいてください。

○災害や盗難、横領により住宅や家財などに損害を受けた人（雑損控除）
あなたや、令和元年分の所得金額が38万円以下の配偶者その他の親族であなたと生計を一にしている人の分が適用されます

（損害金額－保険金で補てんされる金額）－（総所得金額等×10%）又は災害関連支出金額－5万円とのいずれか多い方の金額＝雑損控除

○入院、通院などの病院・医院などの医療費がかかった人（医療費控除）
あなたや、あなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために令和元年中に支払った医療費が控除対象となります。

（支払った医療費－保険金等で補てんされる金額）－（総所得金額等×5%又は10万円とのいずれか少ない方の金額）＝医療費控除（最高限度額200万円）

○セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を受け人
この控除を受ける方は、通常の医療費控除を受けることができませんので、ご注意ください。

健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行う方が、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費（※）を支払った場合は、通常の医療費控除との選択により、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を受けることができます。

※ 特定一般用医薬品購入費とは、医師によって処方される医薬品（医療用医薬品）から薬局などで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品（スイッチOTC医薬品）の購入費をいいます。

対象OTC医薬品－保険などで補てんされる金額－1万2,000円＝医療費控除額（最高限度額8万8,000円）

○国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料などの社会保険料を支払った人（社会保険料控除）
あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている社会保険料で、あなたが支払ったり、給与から差し引かれた場合に記入します。支払った金額すべてが控除対象となります。

○小規模企業共済等掛金を支払っている人
小規模企業共済法に基づく掛金を記入します

○生命保険料や個人年金保険料を支払った人（生命保険料控除）
平成22年度の税制改正において、生命保険料控除が次のとおり改正されました。この改正は、平成25年度の住民税から適用されます。

【改正前（旧制度適用対象契約）】平成23.12.31以前に契約したもの 【改正後（新制度適用対象契約）】平成24.1.1以降に契約したもの

年間の支払保険料等	所得控除額	年間の支払保険料等	所得控除額
15,000円以下	支払保険料等の全額	12,000円以下	支払保険料等の全額
15,000円超 40,000円以下	支払保険料等×1/2+ 7,500円	12,000円超 32,000円以下	支払保険料等×1/2+ 6,000円
40,000円超 70,000円以下	支払保険料等×1/4+17,500円	32,000円超 56,000円以下	支払保険料等×1/4+14,000円
70,000円超	一律 35,000円	56,000円超	一律 28,000円

各保険料控除（一般・年金）を合計した所得控除の限度額は7万円です。各保険料控除（一般・介護・年金）を合計した所得控除の限度額は7万円です。

旧制度適用契約と新制度適用契約の両方をご契約されている場合

旧制度適用対象契約（以下、旧契約）と新制度適用対象契約（以下、新契約）の両方をご契約されている方は、一般生命保険料控除と個人年金保険料控除については、各控除ごとに、(1)旧契約のみで申告、(2)新契約のみで申告、(3)旧契約と新契約の両方で申告のいずれかを選ぶことができます。

(3)旧契約と新契約の両方で申告する場合は、合計額が申告額となりますが、各2.8万円が所得控除限度額となります。また、全体の所得控除限度額は7万円となります。

○地震保険料を支払った人（地震保険料控除）

損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料（いわゆる契約者配当金を除く）がある場合の控除

※平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等（保険期間や共済期間が10年以上の契約で、満期返戻金などを支払う旨の特約があるものなど）で平成19年1月1日以後契約の変更をしていないものについて、あなたが支払った保険料（旧）長期損害保険料）がある場合を含みます。

（控除最高限度額 地震保険2万5千円 旧長期損害保険1万円 合計2万5千円）

申告書（表面）の記入例

令和2年度 町県民税 国民健康保険税 申告書

行政区 整理番号

業種又は職業 自営業・会社員

電話番号 945-XXXX

現住所 与那原町字東浜〇〇〇番地

1月1日現在の住所 与那原町字東浜〇〇〇番地

フリガナ ヨナバル タロウ

提出年月日 年 月 日

氏名 与那原 太郎

個人番号 123456789012

生年月日 平成 37 6 5

世帯主の氏名 与那原 太郎

続柄 本人

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険料控除	国民健康保険税	150,100 円
合計		150,100
生命保険料控除	⑩ 小規模企業共済等掛金支払額	円
	⑪ 新生命保険料の計	円
	⑫ 旧生命保険料の計	円
	⑬ 新個人年金保険料の計	円
	⑭ 旧個人年金保険料の計	円
	⑮ 介護医療保険料の計	円
	⑯ 地震保険料の計	円
	⑰ 旧長期損害保険料の計	円
⑱～⑳	⑱ 寡婦（寡夫）控除	円
	⑲ 死別 ⑳ 生死不明	円
	㉑ 離婚 ㉒ 未婚	円
	㉓ 勤労学生控除	円
㉔	氏名	障害の程度
	個人番号	
㉕	氏名	障害の程度
	個人番号	
㉖～㉗	配偶者の氏名	生年月日
	与那原 花子	40・1・2
	個人番号	123456789013
㉘	氏名	生年月日
	与那原 次郎	567
	個人番号	123456789014
㉙	氏名	生年月日
	与那原 太郎	456
	個人番号	123456789015
㉚	氏名	生年月日
	与那原 三郎	456
	個人番号	123456789015

1 収入金額等

事業 営業等	ア	3,500,000 円
業 業	イ	
不動産	ウ	
利子	エ	
配当	オ	
給与	カ	1,200,000
公的年金等	キ	
その他	ク	
短期	ケ	
長期	コ	
一時	サ	
事業 営業等	①	1,342,000
業 業	②	
不動産	③	
利子	④	
配当	⑤	
給与	⑥	550,000
雑	⑦	
総合譲渡・一時	⑧	
合計	⑨	1,892,000

2 所得金額

社会保険料控除	⑩	150,100
小規模企業共済等掛金控除	⑪	
生命保険料控除	⑫	35,000
地震保険料控除	⑬	
寡婦（寡夫）控除	⑭	
勤労学生、障害者控除	⑮～⑰	
配偶者控除	⑱	330,000
配偶者特別控除	⑲	
扶養控除	⑳	330,000
基礎控除	㉑	330,000
⑩から㉑までの計	㉒	1,175,100
雑損控除	㉓	
医療費控除	㉔	
合計	㉕	1,175,100

4 所得から差し引かれる金額

扶養控除 25.1.1 以前

特定扶養 平9.1.2～平13.1.1 老人扶養 昭25.1.1 以前

代理申告の委任を受けた者

住所 氏名 電話番号

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

申告期限 令和2年3月16日（月）

- 申告の受付（指定日にできなければ、ご都合のよい場所で申告して下さい）
- 申告に必要なもの ※書類不備の場合は受付できませんのでご注意ください。
- ① 申告書（書き方を参考に記入してお持ちください。）
- ② 印鑑（認印でも可）
- ③ マイナンバーカード又は通知カード
- ④ 本人確認書類（運転免許証など）
- ⑤ 令和元年中の収入・支出を証明するもの（源泉徴収票もしくは給与収入証明書、収支明細書、その他帳簿類）
- ⑥ 社会保険料、生命保険料等の支払証明書（平成31年中に支払ったもの）
- ⑦ 軍用地等の支払いの確認できるものを必ずご持参下さい。
- ⑧ その他内容等を確認する際、必要と思われるもの

重要なお知らせ

※平成29年分からの申告から、医療費控除の明細書（セルフメディケーション税制の明細書）の添付が必要となり、領収書の添付又は提示は必要ありません。
ただし、医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。
※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。（医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。）
※平成31年分の申告までは、領収書の添付又は提示によることもできます。
※詳細については、国税庁HP又は与那原町役場税務課までお問い合わせ下さい。

- 申告書の提出をしなくてもよい方
- ① 税務署で確定申告書を提出する方
 - ② 収入が給与所得のみで、勤務先から給与支払報告書（源泉徴収票）が提出されている方

本人の控除等について

寡婦とは……①夫と死別・離婚後再婚していない人・夫が生死不明などの方で、扶養親族や所得金額が38万円以下の生計を一にする子がある方
②夫と死別した後再婚していない人や夫が生死不明などの方で、所得金額が500万円以下の方
③上の①に該当する方で、扶養親族である子を有し、かつ、所得金額の合計額が500万円以下の方（特定寡婦）

寡夫とは……所得金額が500万円以下の方のうち、妻と死別・離婚した後再婚していない方や妻が生死不明の方で、所得金額が38万円以下の子がある方

勤労学生とは……大学・高校又は一定の専修学校などの学生で、合計所得金額が65万円以下であり、かつそのうち勤労に基づかない所得が10万円以下の方

障害者とは……身体障害者手帳や療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳などの交付を受けている方
（特別障害者）身体障害者手帳（1・2級）、療育手帳（A）、精神障害者保健福祉手帳（1級）などを所持している方
（その他障害者）身体障害者手帳（3級以下）、療育手帳（B）、精神障害者保健福祉手帳（2・3級）などを所持している方

寡婦（夫）控除	26万円 特定寡婦控除 30万円
勤労学生控除	26万円
障害者控除	26万円 特別障害者控除 30万円（同居特別障害の場合 53万円）
配偶者控除	前年の所得が1,000万円以下の者が、生計を一にしている配偶者の前年の合計所得が38万円以下の配偶者（事業専従者を除く）に適用。控除限度額 一般33万円 老人38万円
配偶者特別控除	前年の所得が1,000万円以下の者が生計を一にする配偶者を有する場合で配偶者の所得が38万円を超え123万円以下の者に適用。控除限度額 33万円
扶養控除	一般 33万円 老人 38万円 特定 45万円 同居老親等 45万円 16歳未満 控除なし ※年齢16歳未満の扶養親族に対する扶養控除は廃止されましたが、町・県民税の非課税限度額の算定等の際に使用するため、年齢16歳未満の扶養親族の方についても必ず記入してください。
基礎控除	33万円

別居の扶養親族等がある場合は、裏面「10」に氏名、個人番号及び住所を記入してください

扶養控除額の合計

雑損控除

損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
損害金額	保険金などで補てんされる金額	差引関係のうち災害関連支出の金額
円	円	円

医療費控除

支払った医療費等	保険金などで補てんされる金額
円	円

分離課税に係る所得等がある方は、「町民税・県民税申告書（分離課税専用）」をあわせて提出してください

5 給与・公的年金等に係る所得以外（令和2年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の町民税・県民税の納税方法

給与から差引き（特別徴収） 自分で納付（普通徴収）

「個人番号」欄には、個人番号（行政手帳における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

処理欄

入	点	検
---	---	---

収入について

町民税申告は自力記載が基本となっています。次の要領に従いお書きください。
 なお、収入とは必要経費を引く前の売上金額のことで、給与収入の場合は必要経費とみなされる給与控除前の金額です。申告の際には、収入・支出がわかる帳簿などをお持ち下さい。あなたの平成31年1月から令和元年12月までの収入についてお問い合わせします。

○営業収入があった人(営業等所得)…………… 7-アにお書き下さい

販売業、製造業、飲食業、建設業、サービス業などの営業による収入
売上金額－仕入金額－総経費＝営業所得
 医師、弁護士、作家、外交員などの営業による収入
収入金額－必要経費＝営業所得

○農業収入があった人(農業所得)…………… 7-イにお書き下さい

農作物の生産、家畜の飼育などによる収入
売上金額－生産のためにかかった必要経費(餌代、肥料など)＝農業所得

○不動産収入があった人(不動産所得)…………… 7-ウにお書き下さい

地代、家賃、土地や家屋の権利金、船舶の貸付料などによる収入
収入金額－必要経費＝不動産所得(要収支明細書)

※所得税法の改正により、平成26年1月から個人で事業や不動産貸付等を行う全ての方は、住民税においても記帳と帳簿等の保存が必要です。

○給与収入があった人(給与所得)…………… 6にお書き下さい

勤務先から支給される給料、俸給、賃金、賞与等の収入(パート・アルバイト含む)
給与収入－給与所得控除＝給与所得

※給与所得者は、事業主から給与証明書や源泉徴収票などを交付してもらい、申告書に添えてください。源泉徴収票をお持ちでない方は、会社又は雇用主に記入してもらって下さい。会社印又は事業主印の押印が必要です。

○一時的な収入があった人(一時所得)…………… 8にお書き下さい

賞金、懸賞当選金、競輪競馬の払戻金、生命保険の満期払戻金などによる収入
収入金額－必要経費－特別控除額＝一時所得

申告書(裏面)の記入例

(平成31年1月1日から令和元年12月31日までの内容)

6 給与所得の内訳
(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)

月	日	給	勤務日数	月	収
1		5,000	20		100,000
2		5,000	20		100,000
3		5,000	20		100,000
4		5,000	20		100,000
5		5,000	20		100,000
6		5,000	20		100,000
7		5,000	20		100,000
8		5,000	20		100,000
9		5,000	20		100,000
10		5,000	20		100,000
11		5,000	20		100,000
12		5,000	20		100,000
賞与等					1,200,000
合計					

勤務先所在地 那覇市東崎○×番地
 勤務先名 (株)与商事
 電話番号 〇〇〇-△△××

備考 ※日雇い労務の場合でも給与証明が必要です。必ず日当額等の証明をもらってうえで、申告してください。

7 事業・不動産所得に関する事項
営業等の収入金額アを表面のイに、農業の収入金額イを表面のイに、不動産の収入金額ウを表面のウに記入して下さい。営業等の所得金額を表面の①に、農業の所得金額を表面の②に、不動産の所得金額を表面の③に記入して下さい。

所得の種類	所得の生ずる場所	A 収入金額	B 必要経費	所得金額(A-B)
営業等		3,500,000	2,158,000	1,342,000
農業				
不動産				

収入項目	金額	必要経費項目	金額
年間売上	3,500,000	売上原価	1,500,000
営業等		給与・賃金	400,000
小計	3,500,000	減価償却費	
さとうきび		地代・家賃	
花き		租税公課	
業		水道光熱費	55,000
貸地(軍・民)		通信費	43,000
貸家・貸店舗		広告宣伝費	
アパート		修繕費	
小計		消耗品費	120,000
		雑費	40,000
		事業専従者控除額	
		合計	2,158,000

事業専従者に関する事項

氏名	続柄	生年月日	従事月数	専従者給与(控除額)
		明・大 昭・平		
個人番号				
個人番号		明・大 昭・平		
所得税における青色申告の承認の有無	承認あり	承認なし	合計額	

8 総合譲渡・一時所得のある人

譲渡	収入金額①	必要経費②	特別控除③	所得金額(①-②-③)
譲渡				イ
一時				ロ
一時				ハ
				ニ
	イ+(ロ+ハ)×1/2			

10 別居の扶養親族等に関する事項

氏名	住所
与那原 次郎	福岡県久留米市城南町△△番地
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 4
個人番号	

12 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分(特例控除対象)	寄附金額
都道府県、市区町村分(特例控除対象)	
住所地の共同募金会、日本赤十字・都道府県、市区町村分(特例控除対象外)	
条例指定分	県
	村

13 前年中に収入がなかった人の記入欄

1. 私は前年中、次の者の扶養であった(仕送り等を受けていた)	2. 以下の非課税収入で生活していた。(該当項目に○をして下さい)
扶養者氏名	遺族年金・生活扶助・傷病手当・障害年金・児童扶養手当
住所	雇用保険・預金取り崩し・その他()

減価償却費の内訳

資産の種類	取得年月	A 取得価額	B=A×0.9 償却基礎額	耐用年数	C 償却率	D 償却期間	B×C×D 減価償却費
						12	
						12	
						12	

償却費(定額法) 平成19年3月31日以前に取得の場合【定額法】
 (取得価額×0.9)×(耐用年数に基づく償却率)・初年度は月割り
 平成19年4月1日以後に取得の場合【償却率も変更あり】「定額法」
 取得金額×耐用年数に基づく償却率・初年度は月割り
 ※使用可能期間が1年以上で、取得価額が10万円以上が減価償却の対象となります。

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種目	所得の生ずる場所	収入金額(円)	必要経費(円)

11 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

配当割額控除額	
株式等譲渡所得割額控除額	

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、左欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書(二)」を役場で受取り提出してください。

必要経費について

下記の必要経費に該当するものがあれば記入して下さい。但し、事業に供した経費のみ該当します。

- 仕入金額…31年中の仕入の金額を記入します。
- 給料・賃金…店員などの従業員に支払った月給、賞与などの合計額です。
- 減価償却費…建物、機械、車両など事業に必要な減価償却資産を取得した場合、そのまま必要経費になるのではなく、その資産に応じた耐用年数をもとに計算します。
※平成19年4月1日以降に取得した資産については減価償却費を新しい計算方法で計算することになりました。
- 地代・家賃…店舗等の事業用の土地や建物を賃借している場合に支払った地代や家賃です。
- 租税公課…固定資産税、事業税、登録免許税、印紙税や商工会などの組合費など。
- 水道・光熱費…事業用として支払った水道料金、電気料金、ガス料金など。なお、家事用が含まれている場合は、使用割合によって按分します。
- 通信費…仕事のために使用した電話料金や切手代など。
- 広告・宣伝費…事業の広告・宣伝用に作成した名入りマッチ・カレンダー等の費用など。
- 修繕費…事業に使用している建物や事業用資産の修繕にかかった費用など。たとえば壊れた床やタイルの修繕や畳の表替えなど。
- 消耗品・雑費…仕事に使用した事務用品やガソリン代など。
- 旅費・交通費…仕事のためにかかった宿泊費等の旅費や交通費など。
- 借入金利息…事業用資産の購入資金や運転資金など借り入れた借入金の利息など。

細かい計算を必要とする下記の所得については税務課にお問い合わせ下さい。

- 雑所得(恩給や国民年金などの公的年金・著述家以外の人の受ける原稿料や印税・個人の貸付金の利息・郵便年金や生命保険契約などによる年金収入)
- 利子所得(公社債や預貯金の利息。申告の必要があるのは源泉分離課税されない国外の銀行に預けた預貯金の利息など)
- 配当所得(株式・出資金等の配当金。)
- 総合譲渡所得(資産のうち、自動車や機械用具などの譲渡による収入)
- 分離譲渡所得(資産のうち、土地、建物、株式などの譲渡による収入)

町・県民税申告についてのお問い合わせは
税務課 個人住民税係
☎(098) 945-4477

国民健康保険税についてのお問い合わせは
健康保険課 国保班
☎(098) 945-2204